

昭和二十七年法律第二百二十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律

第一条 合衆国軍隊（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。以下同じ。）及び国際連合の軍隊（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一条に規定する国際連合の軍隊をいう。以下同じ。）には、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九十四条及び第九十五条の規定は、適用しない。

2 合衆国軍隊及び国際連合の軍隊には、道路運送法（昭和二十六年法律第八十五号）第四、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十四条、第五十五条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条から第九十九条の三まで及び第百条の規定は、適用しない。

2 道路運送車両法第五十条、第六十四条、第六十六条及び第七十三条第一項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車に用いては、適用しない。

2 道路運送車両法第九十七条の三第二項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

2 道路運送車両法第十九条、第五十条、第六十四条及び第六十六条の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

第四条 前条の規定は、同条第一項の自動車が左の各号の一に該当するに至つた場合には、適用

しない。但し、第二号の場合については、所有者又は使用者の変更後十五日以内は、この限りでない。

2 所有者又は使用者に変更があつたとき。

2 道路運送車両法第五十条、第六十四条、第六十六条及び第七十三条第一項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車に用いては、適用しない。

2 道路運送車両法第九十七条の三第二項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

2 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の署名の日又はその後六箇月以内に同協定の当事者となる政府に係るものについては、同協定第二十一条4及び第二十二条4において同協定がそ及されいこととなる場合を除き、この法律中第三条の規定は昭和二十七年七月十五日から、その他の規定は昭和二十七年四月二十八日から適用する。

2 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の署名の日又はその後六箇月以内に同協定の当事者となる政府に係るものについては、同協定第二十一条4及び第二十二条4において同協定がそ及されいこととなる場合を除き、この法律中第三条の規定は昭和二十七年七月十五日から、その他の規定は昭和二十七年四月二十八日から適用する。

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附則（昭和五十七年九月二日法律第九一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成元年二月二九日法律第八三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和元年五月二四日法律第一四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和元年五月三十一日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。